

(5) 運営環境に関する評価及び財務事務に関する内部統制

ア 運営環境に関する評価

運営環境について、事業活動及び財務活動等の観点から確認を行った結果、事業の運営環境及び事業運営において、次のとおり留意すべき点が見受けられた。

(ア) 事業の運営環境

公益目的事業についてみると、平成25年度の公益目的事業会計において、事業収益(88億797万5千円)のうち、都からの指定管理料(68億8,931万5千円)が78.2%を占めており、指定管理者として選定されるか否かが、協会の経営基盤に影響を及ぼす要因となっている。

協会は、平成25年度末現在、指定管理者として都立公園など60施設の管理運営を行っているが、そのうち57施設の指定管理期間が平成27年度で終了することから、次期指定に向け、事業の一層の効率化と更なるサービス水準の向上に努めることが必要である。

一方、収益事業についてみると、協会は、平成24年度にオーブンカフェ2店舗とパーベキュー売店1店舗を新規開業するなど、収益事業の強化にも努めており、引き続き、公益目的事業の原資となる営業利益の安定的な確保を図る必要がある。

(イ) 事業運営

公園緑地や水辺は、環境や景観の向上に寄与するとともに、防災拠点としての機能、憩いやくつろぎの場、スポーツや各種レクリエーション、交流やコミュニティ形成の場となるなど、都民の生活に密着した多様な機能を有している。

このような公園や水辺の多様な機能を十分に発揮するため、協会は、これまでに培ってきた経験と業務ノウハウを活かして、効果的な事業運営を行うとともに、都政のパートナーである監理団体として、都の公園・水辺行政を積極的に支援・精進していくことが求められる。

イ 財務事務に関する内部統制

財務事務に関する内部統制の整備及び運用状況について検証したところ、経理事務の処理に係る基本的な規程である経理規程(財務会計規程)は適切に整備されており、経理事務は、一部改善すべき事例を除き、同規程に定められている会計方針に基づき処理されている。

(ア) 職務の分掌

経理に関する課の分掌事務は、「事務局の組織に関する規程」において定められている。

(イ) 帳簿組織

会計書類については、「財務会計規程」に基づいて作成されている。

(ウ) 現金及び預金

現金及び預金の取扱いは、「財務会計規程」及び「各課における現金等取扱基準」に基づき、現金出納帳等で管理している。

また、協会は、指定管理者として、都の収入となる使用料及び占用料等の徴収・収納事務を受託しているが、これらの都の公金については、協会の自主事業とは別に、現金出納帳や測定収入日報等により管理している。

しかしながら、管理している売上金の一部について現金出納帳に記載していないものが認められたため、別項指摘事項とした。

(エ) 決算書の表示

引当金の計上方法を明確にすべきもの、未収金の一部を貸借対照表に計上していないものが認められたため、別項指摘事項とした。

(オ) 財産管理

「財務会計規程」に基づき、固定資産台帳により財産管理を行っている。

しかしながら、財産の一部について、資産計上の区分が誤っているもの、財産の帰属が不明であるなど管理が十分でないものが認められたため、是正及び精査を求めた。

(カ) 自己検査

会計業務について、「財務会計規程」及び「自己検査実施要綱」により、総務部財務課が毎年自己検査を行っている。

(別表1) 比較正味財産増減計算書

科 目	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増(△)減率	
			金額 (C=A-B)	率 (C/B×100)
1 一般正味財産増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	376,586	375,301	1,285	0.3
特定資産運用益	46,771,615	47,682,771	911,156	1.9
事業収益	12,805,560,061	12,931,676,407	126,116,346	1.0
受取寄付金	8,952,440	5,714,805	3,237,635	56.7
雑収益	13,851,368	15,619,837	1,768,469	11.3
経常収益計	12,875,512,040	13,001,069,121	125,557,081	1.0
(2) 経常費用				
事業費	12,773,942,473	13,148,961,885	375,019,412	2.9
管理費	28,944,701	25,773,818	3,170,883	12.3
経常費用計	12,802,887,174	13,174,735,703	371,848,529	2.8
当期経常増減額	72,624,866	173,066,582	246,291,418	141.8
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	—
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	6,683,776	7,710,459	1,026,683	13.3
経常外費用計	6,683,776	7,710,459	1,026,683	13.3
当期経常外増減額	△ 6,683,776	△ 7,710,459	1,026,683	13.3
税引前当期一般正味財産増減額	65,941,090	181,377,041	247,318,131	136.4
法人税、住民税及び事業税	564,255	524,176	40,079	7.6
法人控除調整額	14,082,571	7,324,297	6,758,274	92.3
当期一般正味財産増減額	51,294,264	189,225,514	240,519,778	127.1
一般正味財産期首残高	3,276,848,446	3,456,073,960	189,225,514	5.5
一般正味財産期末残高	3,328,142,710	3,276,848,446	51,294,264	1.6
II 指定正味財産増減の部				
受取寄付金	35,771,038	32,100,547	6,329,509	19.7
基本財産運用益	376,586	375,301	1,285	0.3
特定資産運用益	45,420,454	45,093,097	327,357	0.7
一般正味財産への振替額	△ 52,209,134	△ 47,334,871	4,874,263	10.3
当期指定正味財産増減額	19,358,914	30,234,074	10,875,160	36.0
指定正味財産期首残高	2,789,038,723	2,758,804,649	30,234,074	1.1
指定正味財産期末残高	2,808,397,637	2,789,038,723	19,358,914	0.7
III 正味財産期末残高	6,136,540,347	6,065,887,169	70,653,178	1.2

(単位：円、%)

(別表2) 平成25年度正味財産増減計算書内訳表

科 目	公益目的事業会計			小計	公益事業会計		法人会計	合計
	公1事業	公2事業	公3事業		収1事業	収2事業		
1 一般正味財産増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	376,586	0	0	376,586	0	0	0	376,586
特定資産運用益	2,301,295	42,871,274	452,334	46,771,274	1,050,712	0	0	46,771,615
事業収益	7,507,746,446	328,300	8,307,070,504	8,307,070,504	3,977,586,157	0	0	12,805,560,061
受取寄付金	8,952,440	0	0	8,952,440	0	0	0	8,952,440
雑収益	7,724,706	694,120	2,489,200	10,813,956	2,687,910	0	0	13,851,368
経常収益計	7,589,191,446	43,810,024	1,240,829,294	8,873,810,764	4,001,357,779	0	0	12,875,512,040
(2) 経常費用								
事業費	8,002,418,885	41,891,485	1,289,707,700	9,334,018,041	3,638,923,422	0	0	12,773,942,473
管理費	0	0	0	0	0	0	0	28,944,701
経常費用計	8,002,418,885	41,891,485	1,289,707,700	9,334,018,041	3,638,923,422	0	0	13,174,735,703
当期経常増減額	△ 413,228,439	1,906,539	△ 46,886,110	△ 400,119,280	861,404,347	0	0	72,624,866
2 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
固定資産除却損	0	0	1	1	6,683,775	0	0	6,683,776
経常外費用計	0	0	1	1	6,683,775	0	0	6,683,776
当期経常外増減額	0	0	△ 1	△ 1	△ 6,683,775	0	0	△ 6,683,776
税引前当期一般正味財産増減額	413,606,000	0	52,600,000	465,606,000	494,201,201	28,001,201	0	65,941,090
法人税、住民税及び事業税	371,591	0	1,918,539	5,421,719	564,255	0	0	564,255
法人控除調整額	0	0	0	0	14,082,571	0	0	14,082,571
当期一般正味財産増減額	371,591	0	3,131,888	5,421,719	45,872,545	0	0	51,294,264
一般正味財産期首残高	1,070,624,649	28,459,239	149,050,829	1,248,134,717	2,628,972,279	0	0	3,276,848,446
一般正味財産期末残高	1,071,027,640	30,377,822	152,182,418	1,253,592,880	2,674,544,820	0	0	3,328,142,710
II 指定正味財産増減の部								
受取寄付金	6,202,706	18,568,232	0	25,771,038	0	0	0	25,771,038
基本財産運用益	376,586	0	0	376,586	0	0	0	376,586
特定資産運用益	2,894	45,417,290	0	45,420,454	0	0	0	45,420,454
一般正味財産への振替額	△ 9,331,800	△ 42,871,274	0	△ 52,209,134	0	0	0	△ 52,209,134
当期指定正味財産増減額	△ 2,749,731	22,108,546	0	19,358,914	0	0	0	19,358,914
指定正味財産期首残高	30,416,125	2,728,622,596	0	2,759,038,723	0	0	0	2,789,038,723
指定正味財産期末残高	28,666,391	2,731,731,246	0	2,808,397,637	0	0	0	2,808,397,637
III 正味財産期末残高	1,127,664,031	2,782,109,076	152,152,418	4,061,955,527	2,674,544,820	0	0	6,136,540,347

(単位：円)

(別表3) 比較貸借対照表

科目	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	増減額		(B/A×100) (%)
			(A-B)	(%)	
資産の部					
1 流動資産	2,788,616,918	3,693,892,083	282,215,165	△	9.3
現金預金	761,242,422	777,251,190	16,008,768	△	2.1
未収金	17,510,839	18,514,632	1,003,793	△	5.2
預払金	46,032,499	44,316,021	(1,716,478)	△	(11.0)
売掛金	2,511,422	5,282,789	2,771,367	△	(13.3)
前払金	521,242	7,648,431	7,127,189	△	4.2
固定資産	38,641,054	20,503,646	(18,137,408)	△	56.8
固定資産	10,008,131	6,439,321	(3,568,810)	△	48.8
繰上利益剰余金	6,158,468	6,158,468	0	△	0.0
繰上利益剰余金	3,953,222,429	3,953,222,429	0	△	0.0
負債の部					
1 基本財産	0	10,980,030	10,980,030	△	100.0
投資有価証券	50,000,000	40,000,000	(10,000,000)	△	(25.0)
基本財産合計	50,000,000	50,980,030	980,030	△	0.0
(2) 特定資産	291,613,253	291,613,253	0	△	0.0
財産運用積立資産	3,000,000	3,000,000	0	△	0.0
公債国債有価証券	48,677,610	63,238,719	14,561,109	△	8.6
少子子育て基金等積立資産	183,908,159	183,907,012	(1,147)	△	(0.6)
退職給付引当資産	129,559,846	129,559,846	0	△	0.0
繰上利益剰余金	2,751,731,246	2,729,422,948	(22,308,298)	△	(0.8)
繰上利益剰余金	3,956,747,935	3,956,747,935	0	△	0.0
繰上利益剰余金	28,176,447	28,176,447	0	△	0.0
繰上利益剰余金	3,783,216,182	3,759,751,349	(23,464,833)	△	(0.5)
(3) その他固定資産	152,258,801	161,668,449	9,410,648	△	5.8
建物	114,577,224	122,076,732	7,499,508	△	12.5
構築物	115,981,527	133,630,909	17,649,382	△	13.6
船舶	911,528	828,259	(83,269)	△	(1.8)
車両運搬具	2,276,069	4,172,988	1,896,919	△	45.5
リース資産	103,613,536	75,959,485	(27,654,051)	△	(10.9)
リース資産	15,619,576	25,413,024	9,793,448	△	28.5
リース資産	22,815,800	18,734,839	(4,080,961)	△	(21.8)
リース資産	66,128,822	66,321,382	202,560	△	1.8
リース資産	44,433,926	28,229,831	(16,204,095)	△	(6.2)
リース資産	739,450,987	739,450,987	0	△	0.0
繰上利益剰余金	4,582,457,167	4,582,457,167	0	△	0.0
繰上利益剰余金	8,190,450,155	8,190,450,155	0	△	0.0

(別表4) 平成25年度貸借対照表内訳表

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消滅	合計
資産の部					
1 流動資産	1,305,518,652	1,462,509,201	619,085	0	2,788,616,918
現金預金	733,023,616	28,209,906	0	0	761,242,422
未収金	11,773,343	5,797,596	0	0	17,510,839
預払金	0	40,022,289	0	0	40,022,289
売掛金	0	2,625,422	0	0	2,625,422
前払金	26,641,054	0	0	0	26,641,054
固定資産	9,183,133	6,820,000	0	0	16,008,131
繰上利益剰余金	0	6,158,468	0	0	6,158,468
繰上利益剰余金	2,086,181,798	1,551,133,725	619,085	0	3,693,892,588
(1) 基本財産	60,000,000	0	0	0	60,000,000
投資有価証券	50,000,000	0	0	0	50,000,000
基本財産合計	50,000,000	0	0	0	50,000,000
(2) 特定資産	291,613,253	0	0	0	291,613,253
財産運用積立資産	3,000,000	0	0	0	3,000,000
少子子育て基金等積立資産	48,677,610	152,407,159	0	0	191,084,769
退職給付引当資産	11,501,000	129,369,846	0	0	140,870,846
繰上利益剰余金	0	0	0	0	0
繰上利益剰余金	2,751,731,246	97,520,773	0	0	2,849,252,019
繰上利益剰余金	2,999,222,948	28,176,447	0	0	3,027,400,395
繰上利益剰余金	28,176,447	28,176,447	0	0	56,352,894
繰上利益剰余金	3,408,925,404	379,287,778	0	0	3,788,213,182
(3) その他固定資産	1,098,925	151,136,776	0	0	152,258,801
建物	18,281,627	97,290,052	0	0	115,571,679
構築物	14,829,629	100,190,908	0	0	114,991,537
船舶	911,528	0	0	0	911,528
車両運搬具	2,907,003	2,276,985	0	0	5,183,988
リース資産	12,081,571	91,558,192	0	0	103,613,536
リース資産	17,838,189	622,349	0	0	18,460,538
リース資産	12,233,151	3,240,132	0	0	15,473,283
リース資産	22,815,800	2,211,320	0	0	25,027,120
リース資産	65,971,902	44,489,152	0	0	110,461,054
繰上利益剰余金	0	487,792,958	0	0	487,792,958
繰上利益剰余金	226,448,019	872,080,744	0	0	1,098,528,763
繰上利益剰余金	3,680,325,629	2,423,274,689	619,085	0	6,104,210,403
繰上利益剰余金	6,764,567,221	2,423,274,689	619,085	0	9,194,461,005

(別表5) 比較キヤッシュ・フロー計算書

科目	平成25年度		平成24年度		増減率 (%)
	(A)	(B)	(C-A)	(D/B×100)	
1 事業活動によるキヤッシュ・フロー	65,941,090	181,377,041	247,315,131	△ 136.4	
2 キヤッシュ・フローへの調整額					
1 固定資産売却	152,199,825	150,609,337	1,590,488	1.1	
2 固定資産売却損	6,683,776	7,719,459	1,026,683	△ 13.3	
3 固定資産の増減額	△ 2,547,610	△ 2,035,275	187,665	△ 6.9	
4 繰上償却引当金の増減額	9,410,065	332,110	9,177,166	—	
5 貸与引当金の増減額	△ 17,609,683	△ 9,985,799	△ 8,223,884	△ 34.8	
6 未収金の増減額	16,008,768	11,894,061	4,114,707	△ 34.6	
7 前払金の増減額	980,913	△ 654,323	1,635,246	△ 286.9	
8 預り金の増減額	0	612,133	612,133	△ 100	
9 返付金の増減額	0	431,530	431,530	△ 100	
10 貸付金の増減額	16,421,627	591,515	11,811,142	—	
11 前払金の増減額	△ 302,291,023	15,821,351	318,112,374	—	
12 預り金の増減額	△ 94,908,647	40,463,205	135,371,852	△ 334.6	
13 預け金の増減額	△ 1,227,986	1,830,595	602,609	△ 32.9	
14 預け金の増減額	△ 5,488,512	725,510	4,773,002	△ 657.9	
15 指定正味財産からの振替額	△ 52,209,134	47,334,871	4,874,263	△ 10.3	
小計	△ 288,430,718	166,417,318	454,848,036	△ 273.3	
3 法人債等の支払額	572,588	597,588	25,000	△ 4.2	
4 指定正味財産増加収入	25,771,038	32,100,547	6,329,509	△ 19.7	
5 基本財産売却	376,556	375,301	1,255	0.3	
6 特定資産売却	45,420,434	45,093,007	327,357	0.7	
7 特定資産売却収入	71,583,035	77,585,915	6,002,891	△ 7.7	
8 指定正味財産増加収入	△ 151,494,198	62,011,634	213,505,832	△ 344.3	
II 投資活動によるキヤッシュ・フロー					
1 投資活動収入	10,863,815	32,949,650	22,085,835	△ 67.0	
2 特定資産売却収入	0	11,769,000	11,769,000	△ 100	
3 受入保証収入	941,000	0	941,000	—	
4 投資活動支出	11,804,815	44,718,650	32,913,835	△ 73.6	
5 特定資産取得支出	25,771,038	35,400,547	9,629,509	△ 27.2	
6 固定資産取得支出	84,957,596	135,456,279	50,498,683	△ 38.6	
7 受入保証返還支出	889,000	0	889,000	—	
8 現金・保証金支出	1,197,000	169,000	1,028,000	△ 668.3	
9 投資活動によるキヤッシュ・フロー	112,844,634	124,025,826	11,181,192	△ 35.2	
III 財務活動によるキヤッシュ・フロー	△ 101,039,819	△ 129,507,176	28,467,357	△ 21.9	
1 財務活動収入	0	0	0	—	
2 財務活動支出	29,681,178	21,262,155	8,419,023	△ 39.6	
3 リース債務返済支出	29,681,178	21,262,155	8,419,023	△ 39.6	
4 財務活動によるキヤッシュ・フロー	△ 29,681,178	△ 21,262,155	8,419,023	△ 39.6	
V 現金及び現金同等物の増減額	△ 282,215,165	△ 88,557,697	△ 193,657,468	△ 218.7	
VI 現金及び現金同等物の期首残高	3,050,892,083	3,139,449,750	△ 88,557,697	△ 2.8	
VII 現金及び現金同等物の期末残高	2,768,676,918	3,050,892,083	△ 282,215,165	△ 9.3	

(注) 受入保証金に關する取立(平成24年度は収入11,769,000円)について、平成24年度は「現金・保証金戻り収入」として、平成25年度は「受入保証金収入」として、平成25年度から「受入保証金返還支出」として表示している。

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター

第1 監査の目的
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に對して、団体の事業が出資等の目的に沿つて適切に運営されているか監査を実施する。

第2 監査の対象

- 1 監査対象団体及び局
(1) 監査対象団体 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
- (2) 監査対象局 警視庁

2 事業の内容

(1) 事業の概要
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター(以下「財団」という。)は、東京都民の暴力団追放意識の高揚に資するとともに、暴力団の排除活動を徹底し、暴力団の資金源の遮断及び社会環境の浄化等を通じてその存立基盤の根絶を図り、もつて暴力団の存在しない「安心して住める東京」の実現に寄与することを目的として、平成4年5月に設立された団体である。

財団は、平成22年9月、財団法人から公益財団法人へ移行したほか、平成25年2月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。)第32条の5に定める適格都道府県センターとして認定され、指定暴力団等事務所の付近の住民等から委託を受けた場合には、財団の名で当該事務所の使用等の差止請求を提起することができることとなっている。

財団は、民間における暴力団排除運動の推進団体として、主に次の事業を行っている。

- ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動事業
 - イ 民間の自主的な暴力団排除組織活動の支援事業
 - ウ 暴力団員による不当な行為に關する相談事業
 - エ 暴力団の事務所使用により住民等の平穏な生活等が害されることを防止するための救済活動事業
 - オ 不当要求防止責任者講習事業
- (2) 都との関係
- ア 基本財産の出えん
 - イ 都は、財団の基本財産30億5,100万余円のうち、25億円(81.9%)を出えんしている。
 - ウ 委託事業
- 都は、財団に暴力団対策法に基づき不当要求防止責任者に対する講習の実施を委託してい

る。
委託料は、平成24年度が2,043万余円、平成25年度が2,036万余円である。

3 組織

財団は、事務所を千代田区内神田一丁目1番5号に置き、役員23名(代表理事1名、評議員10名、理事10名及び監事2名。うち非常勤役員22名)及び職員13名で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

第3期(平成24.4.1～平成25.3.31)及び第4期(平成25.4.1～平成26.3.31)の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 警 視 庁 平成26年10月24日及び同月30日
(2) 財 団 平成26年10月27日から同月29日まで

第4 監 査 の 結 果

1 運営に関する事項

財団は、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動、民間の暴力団排除組織活動の支援、暴力団員による不当行為に係る相談、不当要求防止責任者講習を主な事業と位置付け、効果的な暴力団排除の推進に取り組んでいる。

平成25年度における収支状況は、経常収益が1億6,701万余円、経常費用が1億3,307万余円である。一般正味財産の期末残高は1億4,645万余円であり、平成24年度(1億1,259万余円)と比較して、3,386万余円(30.1%)増加している。

平成25年度末における財政状態は、資産の合計が31億9,948万余円、負債の合計が203万余円であり、正味財産の合計が31億9,745万余円となっている。

運営環境について見ると、東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴力団排除条例」という。)の施行を受けて、財団は、警視庁が保有する暴力団関係情報を都民に対し提供できることとなり、都民から取引先が暴力団員であるかどうかを照会する相談(以下「属姓照会」という。)が増加している。財団は、暴力団員による不当な行為に関する相談に対する適切な助言や警察署等への引き継ぎ等の対応に加えて、属姓照会に対しても速やかに対応していく必要がある。

また、適格都道府県センターとしては、付託案件について検討する委員等の選定は行っているが、今後、事務所撤去等へ向けた具体的な手順を定めるなど、円滑に対応するための具体的な取組が必要である。

なお、財団は相談事業等を主目的に小規模な体制で発足したため、規程類が未整備な面や各業務プロセスでの管理が不十分な面が見受けられたことから、今後、内部統制の在り方について検討する必要がある。

以上、運営状況について述べてきたが、財団の事業は、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、出えんの目的に沿って、適切に運営されているものと認められる。

2 指摘事項

(1) 財団

ア 規定の整備及び資金運用手続を適正に行うべきもの

財団の基本財産のうち30億円については、表1のとおり、公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター資金運用規程(平成22年規程第17号。以下「規程」という。)第3条第1項に基づき、代表理事が資金の運用責任者として円建て外債(いわゆる仕組債)、国債等によって運用している。

資金運用に係る手続について、規程第7条第1項は、資金運用に当たって、関係金融商品を購入し、関係役員等との協議及び代表理事の決裁を求め、また、同条第2項は、金融商品が満期となり、引き継ぎ同種の金融商品で運用を行う場合についても第1項に準じて事務処理を行わなければならないとしている。

また、公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター文書管理規程(平成22年規程第16号)第8条は、起案は文書で行うとし、同第9条は、決裁は原則として押印によるとしている。

ところで、平成25年度において、円建て外債のうち1本(額面金額5億円)が証券会社から満期前に償還され国債に買い換えているため、これらの手続をみたところ、文書による引継ぎは行われておらず、一連の行為を全て代表理事が口頭で専決し、各理事に対しては電話により説明したほか、買換え後に手紙を送付したとしている。

引継ぎにより各理事に協議せずに買換えを行ったことについて、財団は、規程第7条第3項の条文を適用した緊急的対応であったと説明する(表1参照)。

しかしながら、①証券会社等は、早期償還の決定から償還まで一定の日数を設けており、また、償還されることについては口座への入金受入れ等の手続を急ぐ必要があっても、どのような金融商品で運用するかについてまで、通常の手続を省略するほどの緊急性があるとはいえない。

また、②理事会において金融商品の運用状況(運用中の商品の利率等)が報告されていることから、より重要である5億円金融商品の買換えについても、理事会等にて報告を行う必要がある。

さらに、③通話及び事後送付の手紙は、引継ぎ及び意思決定を促すものではないことから、表2のとおり、定款第37条にある理事会に報告すべき事項の通知にも該当しない上、定款

第36条で要求する理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示も求めていなかった。

なお、規程第7条第3項は、速やかに適切な措置を講ずることを求めているが、りん職を省略することと同義ではない。通常、法人においては、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を達成するために、緊急事態において講じた措置については、事後りん職を行うことを定めている。

したがって、財団は、資金運用手続において、りん職により関係役員等に協議を行った上で代表理事の決裁を受ける必要があったところ、これを行っていなかったのは適正でない。また、緊急事態の場合に講じた措置について、事後りん職を行う旨の規定、理事会等において報告する義務に係る規定を整備する必要がある。

財団は、規定の整備及び資金運用手続を適正に行われた。

（公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター）

（表1）公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター資金運用規程の抜粋

第3条第1項	資金の運用責任者は、代表理事とする。
第7条第1項	資金運用執行責任者（事務局長）は、資金の運用に当たっては、総務課長等に関係金融商品を調査させ、関係役員等との協議を経た後に、代表理事の決裁を受けなければならない。
第7条第2項	運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項の規定に準じ事務処理を行わなければならない。
第7条第3項	運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、資金運用執行責任者（事務局長）は速やかに代表理事と協議し、適切な措置を講じなければならない。

（表2）公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター定款の抜粋

第36条	理事が提案した事項について、その提案の議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
第37条	理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

※ 仕組債：一般的な債券には見られないような特別な「仕組み」を持つ債券

この場合の「仕組み」とは、デリバティブ（金融派生商品）を利用することにより、投資家や発行者のニーズに合うキャッシュフローを生み出す構造を指す。

こうした「仕組み」により、満期やクーポン（利子）、償還金などを、投資家や発行者のニーズに合わせて比較的自由に設定できる（日本証券業協会ホームページ）。

仕組みの組成により、あらかじめ設定した株価指数や為替等の指標に連動して、利子や償還金が減少したり、現金ではなく有価証券で償還される場合がある。

イ 仕組債の償還・購入について

財団は、平成25年7月9日に、基本財産である5億円の仕組債が期限前に償還されたことから、同日22日に、額面5億円の別銘柄の仕組債を基本財産として購入している。

しかしながら、この仕組債の償還・購入という一連の取引が、財団が持つ証券会社との取引口座には記録されているが、総勘定元帳等には記録されていないことを確認した。

（ア）総勘定元帳へ記載すべきもの

これらの取引は、取引実態を会計上適切に表すという公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）（以下「公益法人会計基準」という。）の一般原則である「正規の簿記の原則」に基づき、仕組債の償還時には「基本財産（投資有価証券）」という資産の減少として、また、仕組債の購入時には「基本財産（投資有価証券）」という資産の増加として、総勘定元帳等に記録する必要がある。

したがって、5億円もの仕組債の償還・購入が総勘定元帳等に記録されていない状況は、適正ではない。

財団は、仕組債の償還・購入について、総勘定元帳等へ記載されたい。

（公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター）

（イ）財務諸表に対する注記への記載を適正に行うべきもの

公益法人会計基準の第5財務諸表の注記（4）「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」は、貸借対照表の基本財産及び特定資産の期中の増減内容を説明するための注記項目である。

上で述べた財団の基本財産である仕組債については、期中の償還と購入により5億円の減少及び増加が生じているため、この増減内容は、総勘定元帳等への記載とともに財団の平成25年度の財務諸表に対する注記「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」への記載が必要となるが、記載されておらず、適正ではない。

財団は、財務諸表に対する注記への記載を適正に行われた。

（公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター）

ウ 賞与等の会計処理を適正に行うべきもの

財団は、6月と12月に職員に対して賞与を支給している。

財団の公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター就業規程(平成22年規程第10号。以下「就業規程」という。)第25条において、賞与は公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター職員給与規程(平成22年規程第13号。以下「給与規程」という。)により支給するとされ、一方、給与規程では、賞与についての個別規定はなく、第9条において、「この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。」としている。

ところで、財団の平成24年度及び平成25年度の6月の賞与に関して「代表理事が別に定める」とする規定を確認したところ、個人別の支給額を算定した資料は存在するが、就業規程等で規定されるべき支給基準等(支給対象期間、査定方法、支給方法、支給日、支給対象者等)は定められておらず、賞与が職員などの勤務実績・勤務期間に対して計算され、支払われたものであるか確認できない状況となっている。

また、実際の賞与の支給については、平成22年度以降、年2回に分けて東京都職員の支給率に準拠して実施しており、前回支給月から当該支給月の前月までを支給対象期間とすることが慣行となっている。さらに、6月の賞与を算出した時点で勤続期間が6か月未満の職員については、一定割合を減額して支給している。これらの事実から、実態としての支給対象期間は、6月賞与の場合、12月から5月と考えられ、会計処理においては、この期間に応じた費用負担を行う必要がある。

すなわち、6月支給の賞与については、発生主義会計に基づき、前年度の12月から3月までの4か月分について前年度の費用(給料手当及び法定福利費)として計上し、同額を負債科目(賞与引当金又は未払費用)へ計上する必要があると、財団は引当金等を計上していない。

平成24年6月に支給した賞与等について、前年度の費用として財団が計上すべき金額を計算すると表3のとおりとなる(監査事務局試算)。

財団は、賞与等の会計処理を適正に行われたい。

また、財団は、賞与の支給基準等の明確化を検討されたい。

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター)

(表3) 前年度費用に計上すべき金額

項目	前年度費用に計上すべき金額
賞与	平成24年6月の賞与支給額×4/6か月 6,078,705円×4/6=4,052,470円
社会保険料の財団負担分	社会保険料の財団負担分×4/6か月 1,011,622円×4/6=674,414円

エ 旅行命令及び旅費の支給に係る手続を適正に行うべきもの

代表理事及び事務局局長は、民間の自主的な暴力団排除組織活動の支援のため、暴力団排除のためのセミナー等において講師として活動しており、その際に旅費の支給を受けている。旅行命令及び旅費の精算については、表4のとおり内部規程が定められているが、その処理状況をみたところ、下記のとおり不適正な事例が認められた。

- ① 旅行命令簿を確認したところ、代表理事及び事務局局長については、一切作成されていないことを確認した。
規程において、旅行命令は要式行為であると定められているにもかかわらず、旅行命令簿が作成されていないのは適正でない。

- ② 旅費の支給については、毎月初めに、代表理事について1万円、事務局長について5千円を、本人の通勤用ICカードにチャージする形で支給されている。しかしながら、当該ICカードの乗車記録の提出及び精算行為は全く行われていないことを確認した。

規程において、旅費は、旅行終了後精算私とすると定められているにもかかわらず、事前に定額を支給し、さらに精算を行っていないのは適正でない。

なお、実査当日に書類保管が不備であるとして提出されなかった出張依頼について、後日に提出を受け実査したところ、平成25年における代表理事の出張は33回、事務局局長は8回であった。財団は、その他の研修等への出席があると主張するが、警備片と共催で行った研修会、受用者への講話、不当要求防止責任者講習での講演、各種協議会等への出席を考慮しても、旅行回数は代表理事、事務局長とも各々100回程度と推察できる。その目的の多くは区部であり、全て通勤経路の調整を行っていることと主張していることから、平均5000円程度と考えられる。

したがって、代表理事、事務局長とも年間5万円程度の旅費となること、それぞれ12万円、6万円を支給しているのは適正でない。

- ③ 事務局員について、不当要求防止責任者講習において講師を務める者の旅行命令簿を確認したところ、旅行経路が通勤経路と重なる部分について、適切に調整されていることを確認したが、旅行経路全体が通勤経路と重複し、旅費の支給が発生しない場合については、旅行命令簿が作成されていないことを確認した。

規程において、旅行命令は要式行為であると定められているにもかかわらず、書類が作成されていないのは適正でない。

財団は、旅行命令及び旅費の支給に係る手続を適正に行われたい。

また、未精算の旅費について、金額の算定を適切に行い、その返還を請求されたい。

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター)

(表4) 旅行命令及び旅費の精算に係る規程類

根拠規定	概 要																				
就業規程第26条第2項	命令により出張した時には暴走部民センター一職員旅費制則により出張旅費を支給する。																				
旅費細則第1条	センターの業務のために旅行する役員、評議員、名誉会長、相談役、事務局員の旅費に關して定める。 旅費は原則として旅行終了後精算払とする。																				
旅費細則第3条	ただし旅費が多額である場合には、旅行前に精算支給し、旅行終了後に精算させることができる。																				
旅費細則第4条	旅行は、旅行命令権者の旅行命令（様式あり）によって行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">旅行命令権者</th> <th colspan="2">旅行者</th> </tr> <tr> <td>代表理事</td> <td>業務執行理事</td> <td>理事</td> <td>評議員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務執行理事</td> <td>監事</td> <td>相談役</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務局長</td> <td></td> <td>業務執行理事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>事務局員</td> </tr> </table>	旅行命令権者		旅行者		代表理事	業務執行理事	理事	評議員		業務執行理事	監事	相談役		事務局長		業務執行理事				事務局員
旅行命令権者		旅行者																			
代表理事	業務執行理事	理事	評議員																		
	業務執行理事	監事	相談役																		
	事務局長		業務執行理事																		
			事務局員																		
会計処理規程第4条	出納責任者に事務局長を充てる。 出納責任者は、金銭の出納に当たりその理由を証憑等に基づき審査し、内容・経過を明らかにした文書等を添えて経理責任者の承認を受けなければならない。																				

※ 就業規程… 公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター就業規程（平成22年規程第10号）

旅費細則… 公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター旅費細則（平成22年細則第3号）

会計処理規程… 公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター会計処理規程（平成22年規程第14号）

オ 会計処理を適正に行うべきもの

財団は、表5のとおり事務所使用料や保険料の支払を行っている。

ところで、企業会計原則の費用収益対応の原則によれば、決算日現在において既に対応を支払ったが、その用役の提供を次期以降に受ける場合には、費用の繰延への手続を行うこととなる。

しかしながら、財団の会計処理状況を見たところ、事務所使用料や保険料の支払は、いずれも平成26年度のなかで済ませられず、平成25年度の費用として計上しており、費用の繰延への手続を行っていないことが認められた。

財団は、会計処理を適正に行われた。

（公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター）

(表5) 保険料等の支払状況

年月日	件名	金額(円)	摘要
平成26年3月10日	団体傷害保険料	180,930	保険期間：保険料振込日の属する月の翌月1日の午前0時から翌年4月1日午後4時まで
平成26年3月24日	平成26年度分事務所使用料	3,060,745	東京都行政財産使用許可 使用期間：平成26.4.1～平成27.3.31

カ りん議を文書により適正に行い関係書類を適正に保管すべきもの

財団は、物品購入や印刷物の発注等については、伝票を作成する際にりん議を兼ねるような形式の文書を作成している。

しかしながら、醸造依頼の引き受け、要領の策定、規程改正、金融商品等の伝票作成を伴わない意思決定については、りん議書が作成されていない。

公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター文書管理規程（平成22年規程第16号）

第8条では、起案は文書で行うとされ、同規程第9条は決裁は原則として押印によることとしている。

また、通常、法人においては、りん議書により意思決定過程及び決定事項を明確にしておくことが、経営責任の明確化や内部統制上求められている。

財団は、責任の所在を明確にし、理事会等が業務執行状況を確認できるよう、りん議を文書により適正に行い、関係書類を適正に保管された。

（公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター）

3 意見・要望事項

(1) 財団

ア 規定の整備について

財団は、物品の購入や印刷物の作成等の契約を締結し、事業を行っている。

ところで、東京都では、東京都契約事務規則（昭和39年規則第125号）等で、物品の

購入の予定価格が160万円を超える場合や、印刷物の作成の予定価格が1000万円を超える場合は入札を行い、予定価格が30万円以上の場合は一人以上の者から見積書を徴収しなければならずと規定している。

しかしながら、財団の契約事務処理状況をみたところ、都のような契約において競争性を確保するための規定がないため、表6の契約については、1者のみの見積書を基に契約を締結していた。

このため、これらの契約については、競争性が発揮されず、契約金額が最も経済的とはなっていない状況にあると考えられる。

財団は、競争性を確保して契約を適正に行うため、契約において競争性を確保するための規定を整備することが望まれる。

(公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター)

(表6) 契約の状況

契約年月日	件名	金額 (円)	契約相手方
平成 25 年 6 月 3 日	暴走東京ねつとわーく 42 号外 6 点の印刷	708,435	A
平成 25 年 8 月 29 日	賛助会員之証	452,025	B
平成 25 年 10 月 15 日	暴走東京ねつとわーく 43 号外 8 点の印刷	688,380	A
	暴走部民大会記念品	752,000	C
平成 26 年 1 月 15 日	暴力団対応カイドⅡ外 2 点の 印刷	468,825	A
平成 26 年 2 月 6 日	パソコンの購入	4,155,900	D
平成 26 年 2 月 28 日	暴走東京ねつとわーく 44 号外 5 点の印刷	815,850	A
平成 26 年 3 月 4 日	ヒジネスホン構内交換設備工事	1,260,000	E

(2) 局及び財団
情報管理について

財団は、その財政基盤の確立を図るため、平成23年10月1日に公益財団法人暴力団追放運動推進部民センター賛助会員規程 (平成23年規程第20号) を改訂し、さらに、平成24年5月30日に「賛助会員証」等の運用要領 (以下「要領」という。) を制定している。

また、要領第4において、賛助会員 (以下「会員」という。) に対し、反社会的勢力にかかるデータ (以下「データ」という。) の提供を行うことを規定し、データ提供を受ける会

員には、「反社会的勢力にかかるデータ運用上の注意事項 (以下「注意事項」という。)) を示して運用している。

データ提供の内容は、反社会的勢力にかかる全国暴力団追放運動推進センターから配信されたデータ及び財団が独自にインターネット等により収集したデータを、会員のデータベース構築の実援のために、電子メールに添付して毎月配信するものである。

これらのデータは公知情報であるが、大量に一括して入手し得ることによって、推論や関連付けが可能になるなど価値が高まるため、財団は、データの取扱いについて、データの外部への持ち出しや会員以外の者へのデータ提供等の禁止のほか、データはできる限り会員所有のインターネットやLAN等によるアクセスができない単独利用のパソコンで使用するとし、社内LANやインターネット等により他のパソコン等からのアクセスを行うことを禁止する規定等が設けられ、データ提供を受ける会員からは、注意事項の遵守等について誓約書を提出させている。

また、会員へ配布している『「反社会的勢力にかかるデータ」と「照会」に関するQ&A』において、提供したデータの配信日又は資料作成日から5年を経過した情報については、会員が自ら削除することとしている。

このデータの配信については、以下の問題点がある。

① 財団は、注意事項において、入会後の第1回目に基本データ (平成20年以降のもの) を配信し、以後、毎月追加データを配信するとし、追加データを追加して基本データを更新するよう指示をしている。しかしながら、注意事項には5年を経過したデータを削除する旨の規定がないため、データの追加のみが行われている可能性が高い。

あわせて、基本データについては、ファイルが破損した場合に備えて、更新の都度必ずバックアップデータを作成するよう指示しているが、過去のバックアップデータを削除して更新する指示が行われていないため、バックアップデータの中に5年を経過したデータが残されている可能性もあり、会員に対する情報管理の指示が不十分である。

② データ利用に当たり、インターネットやLAN等によるアクセスができない単独利用のパソコンで使用することを求めているが、電子メールに添付しての配信であることから、インターネットに接続したパソコンが必要であり、受信したパソコンから単独利用のパソコンへのデータ転送方法、データ削除等の具体的な指示もないから、受信したパソコンにデータが残されている可能性があるなど、データのセキュリティ対策の指示が不十分であり、適切でない。

③ 監視行は、財団がデータを会員へ提供するに当たりセキュリティ対策についての指示が不十分であることについて、監査日 (平成26.10.30) 現在周知しておらず、指導部所として役割を果たしていない。

財団は、監視行の指導の下、情報管理等の指示を適切に行うことが望まれる。監視行は、財団の活動が適切なものとなるよう指導することが望まれる。

(公益財団法人暴力団追放運動推進センター) (警視庁)

第5 運営状況の概要
1 運営状況

(1) 事業実績

財団は、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動、民間の暴力団排除組織活動の支援、暴力団員による不当行為に係る相談及び不当要求防止責任者講習を重点として、都、警視庁等と連携・協力しながら、暴力団排除運動事業の推進に取り組んでいる。

主な事業の概要は以下のとおりであり、平成24年度及び平成25年度の主な事業実績は、表7のとおりである。

ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動

広報活動事業においては、平成26年元旦の第93回天皇杯全日本サッカー選手権大会決勝において暴力団排除を呼び掛けたほか、暴力団追放都民大会の開催、機関誌「暴走東京ねっどわーく」の発行、東京マラソンの沿道で標語横断幕を掲示する等、各種広報媒体を活用して、財団の存在、事業内容、暴力団の資金獲得の手法、その対応策等の周知を図った。

イ 民間の自主的な暴力団排除組織活動の支援

財団は、都内の地域団体・職域団体が暴力団を排除することを目的として暴力団排除組織を設立するに当たり、暴力団排除に関する資料の提供や支援金の支給等により支援を行ったほか、組織設立後も総会、連絡会及び研修会等に参加するなど、組織的な暴力団排除活動の支援を行っている。

平成25年度の都内における暴力団排除活動の状況は、地域団体・職域団体による暴力団排除組織として新たに「東京都信用組合暴力団等排除協議会」が結成されるなど着実に歩みを進めており、財団は、これらの組織に対して、資料の提供、企業研修会等への講師派遣等を通じ、各種活動の支援を行っている。

ウ 暴力団員による不当な行為に関する相談

財団は、暴力団員による不当な行為に関する相談を受理しており、必要に応じて警察署等へ引き継ぐなど、迅速かつ的確な解決に当たっている。

平成25年度の相談受理・処理件数は、3,220件と、平成24年度(2,821件)と比較して、399件(14.1%)増加している。

また、暴力団排除条例の施行により、財団が都民に対し、警視庁の保有する暴力団関係情報を提供することができるようになったことから、平成23年10月からは、財団の暴力追放相談委員が、属性照会に対応している。財団の対応は、財団が必要な情報を警視庁又は所管警察署へ照会し、その回答を相談者へ伝えるもので、警察署等は、情報の正確性と情報提供の正当性の立証責任を負うため、場合により補充調査を行うものとされている(平成25

年12月19日付警視庁内組分発第35号・丙組暴発第13号「暴力団排除等のための部外への情報提供について」。以下「警視庁通達」という。)
属性照会は、平成25年度の相談3,220件中2,330件で、72.4%を占めており、平成24年度(2,821件中1,812件、64.2%)と比較して518件増加(28.6%)している。

なお、1件の相談において複数の照会が行われることから、照会数で見ると、属性照会は、平成25年度の総照会数6,372件中5,482件と86.0%を占め、平成24年度(3,707件中2,698件、72.8%)と比較して2,784件(103.2%)増加している。

エ 不当要求防止責任者講習

財団は、都公安委員会からの委託を受け、行政機関、金融機関など各事業者が選任する不当要求防止責任者に対し、警視庁と共同で講習を実施している。

平成25年度の開催実績は、選任時講習82回(参加者6,366名)、定期講習35回(参加者2,712名)、合計117回(参加者9,078名)である。

オ その他の活動

遠路都道府県センターとしては、住民等からの委託があった場合、速やかに検討委員会を開催し、支援活動を行えるよう体制を整えたが、実績はなかった。

また、暴力団員による不当な行為の被害者に対する支援活動事業として、見舞金の支給、民事訴訟の支援等を行うこととしているが、実績はなかった。

暴力団の排除を進める一方、暴力団員が暴力団から離脱することを促すため、受刑者へ講話を行ったほか、離脱者に対し、暴力団離脱者就労対策協力事業所として登録した協力企業を案内するなどの就労支援を行い、平成24年度は1件、平成25年度は4件の実績となっている。

少年に対する暴力団の影響を排除するための活動としては、警視庁と合同により少年指導員等への研修を実施した。

不当要求情報管理機関である4団体(公益財団法人モーターボート競走保安協会、公益財団法人競馬保安協会、日本証券業協会、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会)への業務支援としては、全国暴力団追放運動推進センター主催の連絡会議において情報交換等を行った。

その他財団の設置目的を達成するために必要な事業として、暴力団追放モニターを通じて暴力団に係る情報収集等を行っており、平成25年度は14名に委嘱し、76件(平成24年度193件)の暴力団動向等の報告を受けた。